

承認第1号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年12月28日

中間市長 松下 俊男



中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例措置)

- 18 前項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とあるのは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するものとする。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～17 (略) (特例措置) 18 前項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成 <u>25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とある</u> <u>のは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するも</u> <u>のとする。</u></p>	<p>附 則 1～17 (略) (新設)</p>